〈電気のご契約のご案内〉

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、九州電力ホームページ(https://www.kyuden.co.jp)でもご確認いただけます。

なお、九州電力株式会社(以下、当社)とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」(https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html)でご確認いただけます。

電気事業法に基づく当社の供給条件等について説明します。必ずご確認ください。

福岡ソフトバンクホークス応援プラン

<適用条件>

〇以下の適用対象契約に加入されるお客さまで、福岡ソフトバンクホークス応援プランの適用 を希望され、かつ当社との協議が整った場合に適用いたします。

(適用対象契約)

スマートファミリープラン、スマートファミリープラン [ガスセット] 、スマートビジネスプラン、スマートビジネスプラン [ガスセット] 、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯プラン、JALでんきB、JALでんきC。各適用対象プランの詳細は当社ホームページ等にて確認ください。申込み時点の電気料金プランが従量電灯Bの場合はスマートファミリープラン(2年契約割引を適用)へ、従量電灯Cの場合は、スマートビジネスプランへ料金プランを変更させていただきます。2年契約割引を希望されないお客さまは当社営業所まで連絡ください。

(注)「従量電灯B、従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「福岡ソフトバンクホークス応援プランにご加入いただける対象の電気料金プラン(以下、対象契約)」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「対象契約」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「対象契約」のご加入によりおトクにならない場合があります。

1/16 (2024.9)

ご契約に関する重要なお知らせ(必ずお読みください) ・当社は、適用期間中であっても、福岡ソフトバンクホークス応援プランの要綱を変更することがあります。この場合には、 お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。 要綱の変更を行う場合、当社は、変更内容について、原則として書面の交付に代えて、電子メールの送信またはインターネッ ト上の当社ウェブサイトに掲載する方法(以下「電磁的方法」といいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。 ・変更とならないその他事項については、お知らせを省略することがあります。 要綱の変更 ・法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変 更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載 する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。 ・お客さまは、要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であっても福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を将来に 向かって解約することができます。 ・福岡ソフトバンクホークス応援プランの申込みは、インターネット上の当社ウェブサイトから当社所定の様式によりおこ なっていただきます。 ・申込みを希望される場合は、あらかじめ福岡ソフトバンクホークス応援プラン要綱について承認いただきます。 ・福岡ソフトバンクホークス応援プラン「クラブホークス入会コース」(以下、「クラブホークス入会コース」)の特典である 「クラブホークス会員」サービスの提供事業者は、福岡ソフトバンクホークス株式会社となります。 ・福岡ソフトバンクホークス応援プラン「クラブホークス入会コース」に申込みをされる場合は、あらかじめ次の内容につい て承認いただきます。 (1)「クラブホークス入会コース (スタンダード会員)」の申込みをされる場合は、福岡ソフトバンクホークス株式会社が 定める福岡ソフトバンクホークス会員規約(以下、ホークス会員規約)におけるクラブホークススタンダード会員規 約に関する内容を遵守すること。 (2) 「クラブホークス入会コース(ファミリー会員)」の申込みをされる場合は、ホークス会員規約におけるクラブホーク スファミリー会員規約に関する内容を遵守すること。また、ホークス会員規約のクラブホークスファミリー会員入会 条件に定める代表者としての事項を遵守し、他のファミリー会員にホークス会員規約におけるクラブホークスファミ 契約の申込み リー会員に関する事項を遵守させること。 ・福岡ソフトバンクホークス応援プラン申込み時点で、既にクラブホークス会員であるお客さまは、「クラブホークス入会コー ス」に申込みできません。 ・適用期間満了前に、福岡ソフトバンクホークス応援プラン要綱による契約が消滅したお客さまは、消滅前の福岡ソフトバン クホークス応援プラン要綱による契約における適用期間の終期までは、福岡ソフトバンクホークス応援プランを再度申込み することはできません。ただし、「クラブホークス入会コース」による契約が消滅したお客さまが新たに福岡ソフトバンクホー クス応援プラン「イベントユニフォームコース」(以下、「イベントユニフォームコース」)による契約の申込みを行う場合、 または、「イベントユニフォームコース」による契約が消滅したお客さまが新たに「クラブホークス入会コース」による契 約の申込みを行う場合は、この限りではありません。 ・毎年7月1日から8月31日までの間は、福岡ソフトバンクホークス応援プラン要綱による契約の申込みはできません。 ・「イベントユニフォームコース」の特典であるユニフォームの種類およびサイズには限りがございますので、「イベントユニ フォームコース」の適用を希望されるお客さまが毎年一定数に達した場合は、「イベントユニフォームコース」の申込みを お断りさせていただく場合がございます。 ・契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、「クラブホークス入会コース」の申込みにつ 契約の成立 いては、当社の承諾に先立って福岡ソフトバンクホークス株式会社の審査を受けるものといたします。なお、この契約が成 立した場合、当社は契約内容について、原則として書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 ・適用期間は、原則として契約が成立した日に応じて、次のとおりといたします。 契約が成立した日 適用期間 9月1日から12月31日まで 翌年の1月5日から1年間 1月1日から1月5日まで その年の1月5日から1年間 適用期間 契約が成立した日から翌年の1月4日 1月6日から8月31日まで ・適用期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの適用期間をさらに1年 間延伸するものとします。この場合、当社は、適用期間について、原則として書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお 客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省 略することがあります。

ご契約に関する重要なお知らせ(必ずお読みください)

[料金]

・各月の電気料金は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額に次の福岡ソフトバンクホークス応援特約額を加えたものといたします。

特約種別	福岡ソフトバンクホークス応援特約額(税込)
クラブホークス入会コース スタンダード会員	3,920円00銭
クラブホークス入会コース ファミリー会員 (2名)	6,630円00銭
クラブホークス入会コース ファミリー会員 (3名)	9,220円00銭
クラブホークス入会コース ファミリー会員(4名)	11,860円00銭

特約種別 「クラブ ホークス 入会コース |

・支払月は、ご契約が成立した日に応じて、原則として以下のとおりといたします。

ご契約成立日	支 払 月
各年の9月1日から12月31日まで	翌年の1月分
各年の1月1日から8月31日まで	ご契約成立日が料金の算定期間に属する月

・なお、適用期間を1年間延伸した場合の支払月は、その年の1月分といたします。

[特典(クラブホークス会員)]

- ・「クラブホークス入会コース(スタンダード会員)」の適用を受けるお客さまはクラブホークススタンダード会員として、「クラブホークス入会コース(ファミリー会員(2名))」、「クラブホークス入会コース(ファミリー会員(3名))」 または「クラブホークス入会コース(ファミリー会員(4名))」の適用を受けるお客さまおよび他のファミリー会員は クラブホークスファミリー会員としての資格をそれぞれ得るものとします。
- ・福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約の廃止または解約により、「クラブホークス入会コース」の契約が消滅した場合であっても、ホークス会員規約に定めるところにより、クラブホークス会員としての資格を継続することができます。
- ・ホークス会員規約に定める会員登録情報に変更があった場合は、当社コールセンターにお申出ください。
- ・その他のクラブホークス会員に関する事項については、ホークス会員規約によるものといたします。

[料金]

・各月の電気料金は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額に次の福岡ソフトバンクホークス応援特約額を加えたものといたします。

特約種別	福岡ソフトバンクホークス応援特約額(税込)
イベントユニフォームコース	3,960円00銭

特約種別 「イベント ユニフォーム コース」

・支払月は、ご契約が成立した日に応じて、原則として以下のとおりといたします。

ご契約成立日	支 払 月
各年の9月1日から12月31日まで	翌年の4月分
各年の1月1日から3月31日まで	その年の4月分
各年の4月1日から8月31日まで	ご契約成立日が料金の算定期間に属する月

・なお、適用期間を1年間延伸した場合の支払月は、その年の4月分といたします。

[特典(イベントユニフォーム)]

- ・「イベントユニフォームコース」の適用を受けるお客さまには、適用期間において1度インターネット上の当社ウェブサイトで 定めるイベント試合の入場者限定配布ユニフォームを1着送付いたします。
- ・ユニフォームの種類およびサイズは、申込み時にお選びいただけます。なお、申込み後の種類およびサイズの変更および返品・交換はできかねます。
- ・開催イベントやイベント内容等の変更により特典内容は変更となる場合がございますので、予めご了承ください。変更が生じた場合は、別途お知らせいたします。

ご契約に関する重要なお知らせ(必ずお読みください) ・お客さまが福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ廃止期日を定めて、当社に通 知していただきます。この場合、福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消 滅するものといたします。 ・お客さまが適用対象契約による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に福岡ソフトバンクホークス応援プランの 契約の廃止 契約が消滅したものといたします。(福岡ソフトバンクホークス応援プランの適用対象契約から他の適用対象契約に変更された 場合を除きます。) 「クラブホークス入会コース」の適用を受けるお客さまが、適用対象契約の名義の変更を行なう場合は、新たなお客さまに名義 が変更となる日の前日にこの要綱による契約が消滅するものといたします。 ・お客さまが適用条件を満たさない場合または要綱に反した場合で当社がその旨を警告しても改めないとき、福岡ソフトバン クホークス株式会社がホークス会員規約に基づき、「クラブホークス入会コース」の適用を受けるお客さまのクラブホーク ス会員の退会を判断したときは、当社は、福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を解約することがあります。なお、 解約 この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。 ・上記により当社が福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を解約した場合は、解約日に福岡ソフトバンクホークス応援 プランの契約は消滅するものといたします。 ・福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約成立日(適用期間が1年間延伸され る場合は、適用期間満了の前年の12月5日といたします。) 以降、福岡ソフトバ ンクホークス応援プランの契約申込みをキャンセルすることはできません。「クラ ブホークス入会コース」または「イベントユニフォームコース」における支払月 の料金の支払義務発生日までに、福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を 料金の精算 廃止または解約した場合は、当社はお客さまの特約種別に応じた福岡ソフトバン クホークス応援特約額に相当する金額(以下、精算額)を精算いたします。 ・この場合、福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約を廃止または解約した日 を含む料金の算定期間の料金は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他 の要綱によって料金として算定された金額に精算額を加えたものといたします。 ・当社および福岡ソフトバンクホークス株式会社は、本プランにおける各種特典の付与を目的として、お客さま(「クラブホー クス入会コース (ファミリー会員(2名))」 または [入会コース(ファミリー会員(3名))]、[クラブホークス入会コース(ファミリー会員(4名))」に申込みの場合は、他のファミリー会員も指す)の以下の情報およびその他当該目的に基づき必要な 情報について、共同で利用いたします。 ①お客さまが本プラン申込時に提供した情報のうち、以下の情報 ・氏名 ・住所 ・性別 ・生年月日 ・電話番号 ・メールアドレス ・タカポイント会員番号 個人情報の共同 ②お客さまが当社に申し出た本プランおよびクラブホークス会員に関する変更情報、並びに、福岡ソフトバンクホークス株 利用 式会社が運営するクラブホークス・タカポイント会員マイページでお客さまが登録内容を変更したクラブホークス会員に 関する変更情報のうち、以下の情報 ・氏名 ・住所 ・性別 ・生年月日 ・電話番号 ・メールアドレス ・クラブホークス会員番号 ・本プランの契約の有無 ・共同利用の管理責任者は次のとおりです。 九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺和弘 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 ・以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を設定 いたします。なお、発行手数料は電気料金とあわせてお支払いいただきます。 書面発行 ・・・220円 (税込) ・電気料金振込用紙 手数料 ・電気ご使用量のお知らせ・・・110円(税込) ・□座振替結果のお知らせ・・・110円(税込)

ご契約に関する重要なお知らせ(必ずお読みください)

その他

- ・福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約は、1適用対象契約について1特約種別を適用するものとし、2以上の特約種別を適用することはできません。
- ・当社が別にお知らせをする期間において、インターネット上の当社ウェブサイトから当社所定の様式により、適用期間満了 にともない特約種別を変更される場合を除き、特約種別の変更はできません。
- ・福岡ソフトバンクホークス応援プランの契約による福岡ソフトバンクホークス応援特約額は、当社が別に定める電気供給条件[低圧] 18 (料金の算定) および19 (日割計算) にかかわらず、日割計算いたしません。
- ・その他の事項については、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。

〈電気のご契約のご案内〉

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ(https://www.kyuden.co.jp)でもご確認いただけます。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」(https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html)でご確認いただけます。

電気事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。必ずご確認ください。

●料金プラン

	契約容量	料金プラン	電気料金単価表									
標準的なプラン(一般のご家庭など)	契約電流 10~60A 契約定 電流 制限器	(注)「従量電灯B」には燃料費 には上限がないため、 プラン」の方が燃料費 お客さまのご契約状況 考慮しない試算でお	区 分 単位 単価(税込) 基本料金(10Aあたり) 1契約 316円24銭 電 最初の120kWhまで 1kWh 18円37銭 120kWh超過300kWhまで 1kWh 23円97銭 300kWh超過分 1kWh 25円87銭 最低月額料金 1契約 335円34銭 **** **** *** *** ** ** ** **									
(ك		従量電灯B	区 分 単位 単価(税込) 基本料金(10Aあたり) 1契約 316円24銭 電 最初の120kWhまで 1kWh 18円37銭 120kWh超過300kWhまで 1kWh 23円97銭 300kWh超過分 1kWh 26円97銭 最低月額料金 1契約 335円34銭									

料金プラン 雷気料金単価表 契約容量 単価(税込) 分 単位 区 スマートビジネス 316円24銭 基本料金 1kVA プラン 電気機器の多いお客さま向けプラン 1kWh 23円97銭 電力量料金 使用量に関係なく単価が一律のため、 ご使用量の多いお客さま向け! 毎月のご使用量が多いお客さまにオススメ♪ 契約容量 (注)「従量電灯CIには燃料費調整に上限がある一方、「スマートビジネスプランI 6~50kVA には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートビジネス 未満 プラン1の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、 お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を 契約容量 考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートビジネスプラン」の 決定方法 ご加入によりおトクにならない場合があります。 主開閉器 または 負荷設備 (店舗、 工場など 区分 単位 単価(税込) 基本料金 1kVA 316円24銭 従量電灯C 18円37銭 最初の120kWhまで 1kWh 23円97銭 120kWh超過300kWhまで 1kWh 300kWh超過分 1kWh 26円97銭

〈2年契約割引(オプション)のご精算について〉

スマートファミリープランでご契約のうえ、2年契約割引へご加入いただいたお客さまは、 ご加入から1年後および2年後の電気料金で割引いたしますが、**2年未満でご解約となる場合は、 移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます**。

また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。 この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の4つからご選択いただけます。

● □座振替

毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。 ※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。

2 クレジットカード

毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

3 SMS決済

毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にて お支払いいただきます。

4 振込用紙

毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。
※「□座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項

- ・「□座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりSMSの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。
- ・お客さまが希望され、当社が認めた場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

●電気料金の算定方法



- (注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。
- (注2)電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。
- (注3)火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P11~14 をご確認ください。
- (注4) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。 その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま(本土および離島)の料金に反映させるための調整単価です。
- (注5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー 電源で発電された電気を買い取ることが義務付けられました。

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

	ご契約に関する重要なお知	らせ (必ずお読みください)
	(スマートファミリープラン) スマートビジネスプラン	従量電灯B 従量電灯C
供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱	特定小売供給約款
ご契約期間	 ご契約期間は、ご契約開始(変更)の日からその日が属する年度の末日までといたします。 (年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます) ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 お客さまのご使用場所が指定区域(一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域)となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。 	 ご契約期間は、ご契約開始(変更)の日からその日が属する 年度の末日までといたします。 (年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます) ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、 解約日までとなります。 お客さまのご使用場所が指定区域(一般送配電事業者が 設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域)となる 場合の期間は、指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法(以下「電磁的方法」といいます)等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。	契約期間満了前に、需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
条件・約款 等の変更	当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。	当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、特定小売供給約款を変更する場合があります。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払 われない場合や特定小売供給約款に反した場合等には、送電を お断りすることがあります。 その後もその理由となった事実を解消されない場合は、 需給契約を解約することがあります。
信用情報の 第三者提供	料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。	
需要場所へ の立入りの お願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工 立ち入らせていただくことがあります。	等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に
書面発行手数料	以下に定める書面の発行をご希望の場合、 1通あたり以下の発行手数料を電気料金と あわせて申し受けます。 ・電気料金振込用紙 … 220円(税込) ・電気ご使用量のお知らせ … 110円(//) ・口座振替結果のお知らせ … 110円(//)	
その他	・契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。・電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。	

《ご使用の開始》	
□ 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。	:
□ 料金は、需給開始の日から適用いたします。 	
《ご使用量の計量方法》	
□ ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式(電子式)メーターのいずれかになります。 □ スマートメーターの場合は、原則、自動検針(現地訪問不要)とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計	
した値といたします。 機械式(電子式)メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値と	
いたします。 なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合があります。	
《検針結果のお知らせ》	
□ 毎月の検針結果は、原則、「九電Web明細サービス」でお知らせいたします。	
《お支払期日・延滞利息》	
□ 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。	
□ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%(一日あたり約0.03%)の延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を□座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。	
《工事費》	
□ お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。	
□ 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。	
※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。	
《お客さまのご協力のお願い》	
□ お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。 なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、 その際はご協力をお願いいたします。	

【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

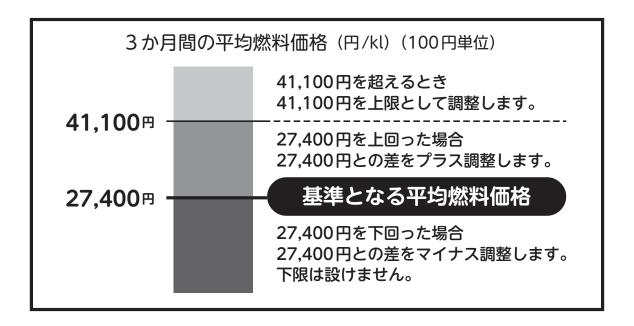
なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は

当社ホームページ (https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html)

または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費(原油・液化天然ガス・石炭)の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が27,400円/キロリットル(2019年4月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



(注) 燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社 HP またはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款(従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など)により ご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の 設定はございません。

【ご契約例(電気供給条件および需給契約条件のご契約)】 スマートファミリープラン、JALでんき、電化でナイト・セレクト、 おひさま昼トクプラン、季時別電灯、スマートビジネスプラン、 高負荷率型電灯プラン、低圧季時別電力プラン 等

燃料費等調整の考え方 ※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

(平均燃料価格 *1 -27,400円) × $\frac{0.136^{*2}}{1,000}$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

(27,400円-平均燃料価格 *1) × $\frac{0.136^{*2}}{1,000}$

** 1 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ (100円未満四捨五入)

A:平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B:平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C:平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

 $\alpha:0.0053$

β: 0.1861

lpha 、eta 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数

(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)

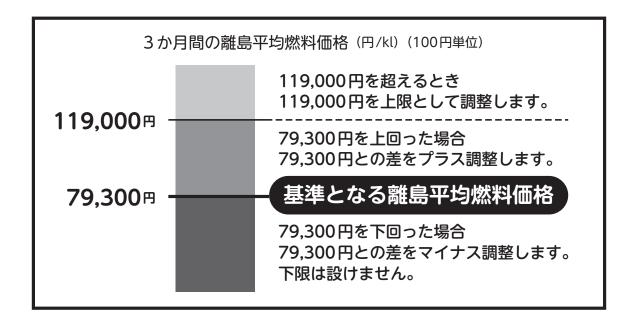
 γ : 1.0757

*毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、 当社ホームページでご確認ください。

※2 0.136 (円/kWh) : 平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額 [基準単価] (当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま(本土・離島)にご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が79,300円/キロリットル(託送料金の前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



燃料費等調整の考え方 ※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等に ついては、当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

(離島平均燃料価格*1-79,300円) × $\frac{0.003*2}{1,000}$

○離島平均燃料価格が79.300円を下回る場合・・・マイナス調整

(79,300円-離島平均燃料価格 $^{*1})$ × $\frac{0.003^{*2}}{1.000}$

** 1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A:離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B:離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C:離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

 α : 1.0000

B: 0.0000

lpha、eta、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数

7:0.0000 (原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値) 7:0.0000

*毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.003 (円/kWh) : 離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金 [離島基準単価] 単価への影響額

(九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

― その他お知らせ ―

《電気料金の算定期間》

- □ 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの 期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに 当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
- □ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、 日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

- □ 電気を不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し 受けることがあります。
- □ お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気 工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償 していただきます。
- □ 新設または契約容量等の増加後1年未満に、 契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算 していただく場合があります。
- □ 供給設備の一部または全部を施設した後、 お客さま都合により需給開始に至らないで需給 契約を廃止・変更される場合は、要した費用 の実費を申し受けます。
- □ 支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が 指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

- □ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。 なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項に ついては、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略する ことがあります。
- □ 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。

《送配電設備の利用等に関する事項》

- □ 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線と お客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議に より定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さま から無償で提供していただきます。
- □ 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、 その他契約は85%以上に保持していただきます。
- □ 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を 受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他の お客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気 工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な 措置を講じていただきます。
- □ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。

なお、停止期間中の料金は、まったく電気を 使用しない場合の月額料金を日割計算して、 算定いたします。

《その他》

- □ お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。
- □ 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその 他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を 中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただく ことがあります。
- □ 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。 (その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く)
- □ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または 一部をお断りすることがあります。

《スマートビジネスプラン・従量電灯Cの契約容量の算定方法》

□ 契約容量については、次のいずれかにより算定いたします。

(負荷設備契約)

お客さまの契約負荷設備容量により、所定の係数を乗じて決定

《算 定 式》

契約負荷設備容量 × 圧縮係数(注)

(注) 圧縮係数は、お客さまがすべての設備を常に同時使用されるわけではなく(不等率)、また、個々の設備についても常に最大負荷がかかるわけではない(需要率)ことを考慮して、あらかじめ設定しています。

(主開閉器契約)

お客さまの契約主開閉器の定格電流値により決定

《算 定 式》

契約主開閉器の定格電流値(A)×(V)÷ 1,000

〔参考〕一般的な適用例

- ・空調機単体もしくは複数の設備が同時稼働する場合等 ……… 負荷設備契約
- ・複数機器を有し、同時稼働しない場合 ……………………… 主開閉器契約

特定商取引法(通信販売)に基づく表記

《役務提供事業者》

- 1事業者名 九州電力株式会社
- 2代表 者代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
- 3 本店所在地 〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電話番号:092-761-3031(代表)

4 問い合わせ先 最寄りの営業所へお問い合わせください。

(営業所お問い合わせ先は下表参照)

《役務の提供》

1 役務の対価 料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価・再生可能エネルギー発電 促進賦課金単価の詳細については、当社ホームページを参照ください。

2 支 払 方 法 口座振替、クレジットカード、SMS決済、振込用紙

3 支 払 期 日 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日

4 提供時期 お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

5 提供地域 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

6 そ の 他 oご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気の契約条件等にもとづき工事費等 をご負担いただくことがございます。

o料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。

o電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その 原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます)

o電気の性質上、返品はできません。

oその他、上記に記載のない事項については、電気の契約条件等を参照ください。

●お問い合わせ先(各営業所は九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。)

《営業時間》月曜日~金曜日(休日を除く)の9時~17時

(お急ぎのご用件の場合は、上記時間以外でも電話を承っております)

・ 電 話(□部分は、下表より選択ください) ※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120- <u>639</u> -								0120− <u>761</u> −□□□									0120- <u>879</u> -□□□					
7	比九州		福	岡	佐賀			佐 賀			│ 長 崎 │ 大 分 │ 熊 本 │				宮	崎	鹿児島					
小	倉	451	福間	456	唐	津	465	平	戸	370	ф	津	376	玉	名	382	延	岡	556	出	水	562
八	幡	452	福岡東	457	鳥	栖	466	佐t	世保	371	\Box	\blacksquare	377	大	津	383	\Box	向	557	Ш	内	563
行	橋	453	福岡	458	佐	佐賀 467		大	村	372	別	府	378	熊	本西	384	高	鍋	558	霧	島	564
飯	塚	454	福岡西	459	武 雄 468		468	島	原	373	大	分	379	熊	東本	385	宮	崎	559	鹿!	児島	565
⊞	Ш	455	福岡南	460		_	_	長	崎	374	Ξ	重	380	宇	城	386	都	城	560	加	世田	566
		-	甘木	461			五	島	375	佐	伯	381	八	代	387	\Box	南	561	鹿	屋	567	
		久留米	462							天	草	388	_		_			_				
		-	八 女 463 — — —			_	— 人吉 389				389											
		-	大牟田	464		_	_						_			_		_	_			

Web

営業所 お問い合わせ先



お問い合わせ先 (お便りBOX)



スマホ・携帯電話版

小壳電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目 1番82号 TEL:092-761-3031(代表)

